

平成22年度厚生労働省職業安定局補正予算(案)の概要

計：2,070億円

〔一般会計：2,000億円 特別会計：70億円〕

■円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策関連■ 2,070億円

雇用・人材育成	2,070億円
1 新卒者・若年者支援の強化	500億円
2 雇用調整助成金等による雇用下支えと生活支援	57億円
3 雇用創造・人材育成	1,513億円

雇用・人材育成 2,070億円

1 新卒者・若年者支援の強化 500億円

厳しい就職環境、雇用情勢が見込まれる中、新卒者・若年者対策を強化する。

<具体的な措置>

○「新卒者就活応援プログラム」の実施等 500億円

①新卒者就職実現プロジェクトの拡充 495億円

「経済危機対応・地域活性化予備費」において措置した「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」・「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」（「新卒者就職実現プロジェクト」）を積み増しし、平成23年度末まで延長する。また、「既卒者育成支援奨励金」を創設し、長期の育成支援が必要な者への支援を行う。

（参考）

- ・3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金：正規雇用から6か月後に100万円
- ・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金：有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用から3か月後に50万円
- ・既卒者育成支援奨励金：有期雇用（原則6か月）1人月10万円、そのうちOff-JT期間（3か月）は各月5万円を上限に実費を上乗せ、正規雇用から3か月後に50万円

②「新卒応援ハローワーク」の機能強化によるワン・ストップ・サービスの更なる推進等 5.5億円

「新卒者就職実現プロジェクト」も活用しつつ、「新卒応援ハローワーク」において、「ジョブサポーター」を250名増員（1,753名→2,003名）し、採用意欲のある中小企業等とのマッチングや定着支援、面接会の開催など、ワン・ストップできめ細やかな支援の充実を図る。

○若年者等正規雇用化特別奨励金の拡充（制度見直し）

年長フリーター等の正規雇用を支援する「若年者等正規雇用化特別奨励金」のうち、「トライアル雇用活用型（※）」の支給対象者（25～39 歳）について、25 歳未満の者も対象に含めるよう年齢枠を拡大する。

（※）有期雇用（原則 3 か月）1 人月 4 万円、その後の正規雇用 100 万円（中小企業）、50 万円（大企業）

2 雇用調整助成金等による雇用下支えと生活支援

5 7 億円

円高等による下振れリスクを踏まえ、企業の雇用維持努力への支援を強化するとともに、貧困・困窮者の生活支援策を強化する。

<具体的な措置>

○雇用調整助成金の要件緩和（制度見直し）

「雇用調整助成金」及び「中小企業緊急雇用安定助成金」について、急激な円高を受け、直近 3 か月の生産量が 3 年前の同時期に比べ 15%以上減少している赤字の企業も対象とする要件緩和を行う。

○派遣労働者の直接雇用を促進するための奨励金の拡充

5 7 億円

派遣労働者の派遣先での直接雇用を促進するため、「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」（中小企業 50 万円～100 万円、大企業 25 万円～50 万円）の積み増しを行う。

3 雇用創造・人材育成

1, 5 1 3 億円

内需主導の経済成長を目指す観点から、例えば、介護・医療など潜在的な需要が大きい分野における雇用創造・人材育成を推進する。

<具体的な措置>

○重点分野雇用創造事業の拡充

1, 0 0 0 億円

地域において、介護をはじめとした成長分野における雇用創出・人材育成の取組を促進するため、平成 22 年度末までの事業の実施期間を平成 23 年度（一部平成 24 年度）まで延長する。あわせて、対象分野について、成長分野を支える基盤として教育・研究を追加するとともに、地域の実情に応じて追加設定できることとする。

○緊急人材育成支援事業の延長等

1 3 億円

雇用保険を受給できない方々に対し、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」について、「求職者支援制度」の制度化までの間延長する（※）とともに、ハローワークに新たに「就職支援ナビゲーター」588 名を配置し、職業訓練の修了者に対する担当者制による就職支援等の体制の強化を図る。

※ 緊急人材育成支援事業の延長は、職業能力開発局実施分（1, 0 0 0 億円）

○成長分野等人材育成支援事業の実施

500億円

健康、環境分野及び関連するものづくり分野の生産性向上を図るため、期間の定めのない労働者の雇入れや異分野からの配置転換を行った事業主が、職場以外での職業訓練を実施した場合に、訓練費の実費相当（原則上限 20 万円）を支給する制度を創設する。